

＼東京の大学生のみなさんへ／

地元や気になっている地方企業への
就職を目指しませんか？

地方へ就職・移住する大学生を 応援します！

都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに通う学部生が、卒業年度の6月1日以降に実施される東京圏外の企業の採用活動（選考面接）に参加するための交通費を支援します。

交通費の2分の1を助成 上限4万円

補助対象者（全てに該当する場合）

- ・大学の卒業年度において、**東京都内に本部がある大学の東京圏内**（条件不利地域を除く）の**キャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込み**であること。
- ・大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に**継続して在住**していること。
- ・**鹿児島県内に所在する企業に就職することが内定**していること。
- ・卒業後に上記内定企業に就職し、**志布志市に移住する意思を有して**いること。
- ・勤務地が鹿児島県内に所在すること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ・官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
- ・**週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込み**であること。
- ・当該地域への**勤務地限定型社員**（勤務地が1か所しかないような、そもそも勤務地限定型社員としての採用ではない就業予定先も含む）としての採用予定であること。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ・日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ・その他申請者の居住する都道府県又は市町村が地方就職学生支援金の対象として不適当と認められた者でないこと。

